

議第20号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および病院事業」を「、病院事業および競走事業」に改める。

第2条第1項第1号中「3,495人」を「3,460人」に改め、同項第2号中「28人」を「29人」に改め、同項第5号中「215人」を「223人」に改め、同項第8号中「11人」を「12人」に改め、同項第9号中「72人」を「74人」に改め、同項第9号の2の次に次の1号を加える。

(9)の3 競走事業の事務部局の職員 24人

第2条第1項第10号中「3,302人」を「3,313人」に、「537人」を「535人」に、「3,839人」を「3,848人」に改め、同号ア中「2,079人」を「2,075人」に、「2,421人」を「2,417人」に改め、同号ウ中「1,184人」を「1,199人」に、「126人」を「124人」に、「1,310人」を「1,323人」に改め、同項第11号中「8,900人」を「8,910人」に改める。

第3条中「または病院事業管理者」を「、病院事業管理者または競走事業管理者」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。